

## CLASWELL 仙川訪問介護事業所 (障害福祉サービス料金表)

## 1 障害福祉サービス等報酬支給対象サービスに係る費用 (利用者負担1割分)

## ① 基本額 (サービス1回あたり)

- ・障害福祉サービスに係る利用者負担額は、障害福祉サービスに要した総費用額の1割となります (市区町村が定める利用者負担上限月額を限度とします)。また、障害福祉サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を障害福祉サービス等報酬として事業者が受領します。
- ・1単位の単価は、10円を基本として地域ごと・サービス種類ごとに人件費の地域差分を上乗せしたものです。

基本額	居宅介護サービス1回あたりの料金		
	区分	所定単位数	1割負担
身体介護	30分未満	256単位	281円
	30分以上1時間未満	404単位	443円
	1時間以上1時間30分未満	587単位	644円
	1時間30分以上2時間未満	669単位	734円
	2時間以上2時間30分未満	754単位	827円
	2時間30分以上3時間未満	837単位	918円
	3時間以上(30分増すごとに+83単位)	921単位	1,010円
家事援助	30分未満	106単位	117円
	30分以上45分未満	153単位	168円
	45分以上1時間未満	197単位	216円
	1時間以上1時間15分未満	239単位	262円
	1時間15分以上1時間30分未満	275単位	302円
	1時間30分以上(15分増すごとに+35単位)	311単位	341円

基本額	重度訪問介護サービス1回あたりの料金		
	(当施設滞在時)		
	区分	所定単位数	1割負担
	1時間未満	186単位	204円
	1時間以上1時間30分未満	277単位	304円
	1時間30分以上2時間未満	369単位	405円
	2時間以上2時間30分未満	461単位	506円
	2時間30分以上3時間未満	553単位	606円
	3時間以上3時間30分未満	644単位	706円
	3時間30分以上4時間未満	736単位	807円
	4時間以上8時間未満(4時間から30分増すごとに+85単位)	821単位	900円
	8時間以上12時間未満(8時間から30分増すごとに+85単位)	1,505単位	1,650円
	12時間以上16時間未満(12時間から30分増すごとに+81単位)	2,184単位	2,394円
	16時間以上20時間未満(16時間から30分増すごとに+86単位)	2,834単位	3,106円
	20時間以上24時間未満(20時間から30分増すごとに+80単位)	3,520単位	3,858円

基本額	重度訪問介護サービス1回あたりの料金		
	(入院または入所時)		
	区 分	所定単位数	1割負担
	1時間未満	186単位	204円
	1時間以上1時間30分未満	277単位	304円
	1時間30分以上2時間未満	369単位	405円
	2時間以上2時間30分未満	461単位	506円
	2時間30分以上3時間未満	553単位	606円
	3時間以上3時間30分未満	644単位	706円
	3時間30分以上4時間未満	736単位	807円
	4時間以上8時間未満(4時間から30分増すごとに+85単位)	821単位	900円
	8時間以上12時間未満(8時間から30分増すごとに+85単位)	1,505単位	1,650円
	12時間以上16時間未満(12時間から30分増すごとに+81単位)	2,184単位	2,394円
	16時間以上20時間未満(16時間から30分増すごとに+86単位)	2,834単位	3,106円
	20時間以上24時間未満(20時間から30分増すごとに+80単位)	3,520単位	3,858円

地域単価	10.96円
------	--------

② 当事業所が算定をする加算

・当事業所が算定をする加算、減算については、●印が付いています。

●	早朝・夜間加算	早朝(6～8時)、夜間(18～22時)にサービスを提供した場合に加算されます。	所定単位数×25%
●	深夜加算	深夜(22時～6時)にサービスを提供した場合に加算されます。	所定単位数×50%
●	特定事業所加算(Ⅰ)	体制要件、人材要件、重度要介護者要件の各要件に適合する場合加算されます。	所定単位数×20%
	特定事業所加算(Ⅱ)		所定単位数×10%
	特定事業所加算(Ⅲ)		所定単位数×10%
	特定事業所加算(Ⅳ)		所定単位数×5%
	特定事業所加算(Ⅴ)		所定単位数×3%
●	緊急時対応加算	居宅介護支援計画に位置付けられていない居宅介護を利用者の要請を受けて24時間以内に行った場合に加算されます。	100単位 (地域生活支援拠点等の場合+50単位)
●	初回加算	新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施したサービスと同月にサービス提供責任者が居宅サービスを実施した場合、または他の訪問介護員のサービスに同行した場合に加算されます。※過去2ヵ月ご利用がなく、再開した場合も加算されます。	200単位
	喀痰吸引等支援体制加算	喀痰吸引等に関する認定特定行為業務従業者である介護職員等が、痰の吸引等を実施した場合に加算されます。	100単位
	利用者負担上限額管理加算	利用者の負担額合計額の管理を行った場合に加算されます。	150単位

	福祉専門職員等連携加算	サービス提供責任者が、精神障害者等の特性に精通する専門職と連携して、利用者の心身の状況等を共同で評価したうえで、居宅介護計画を作成し、サービスを提供した場合に加算されます。(90日以内に1回まで)	564単位
	行動障害支援連携加算	サービス提供責任者が、支援計画シート及び支援手順書兼記録用紙の作成者と連携して、利用者の心身の状況等を共同で評価した上で居宅介護計画を作成し、サービスを提供した場合に加算されます。(30日以内に1回まで)	584単位
●	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	福祉・介護職員の処遇改善のための加算です。	所定単位数×41.7%
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数×40.2%
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数×34.7%
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数×27.3%

### ③当事業所が算定をする減算

●	同一建物減算①	事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1か月あたり20人以上の場合)	所定単位数×10%減算
●	同一建物減算②	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1か月あたり50人以上の場合	所定単位数×15%減算
	身体拘束廃止未実施減算	施設・事業所が身体拘束等の適正化のための記録や指針、研修などを行っていない場合	所定単位数×1%減算
	情報公表未報告減算	障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合	所定単位数×5%減算
	業務継続計画未実施減算	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数×1%減算
	虐待防止措置未実施減算	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数×1%減算

※②加算と③減算は、ご本人様のご希望やご状態、事業所の体制等により、算定される加算が異なったり、変動する場合があります。